

(参考)

1 普通会計バランスシート・行政コスト計算書

(1) 作成方法

総務省が公表した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」で示された方法（いわゆる総務省方式）により作成しています。

(2) 用語等

普通会計：一般会計に公営企業会計等を除く特別会計を合算した、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、千葉県の場合は一般会計に以下の14の特別会計を加えたものです。

県債管理事業、自動車税証紙、市町村振興資金、母子寡婦福祉資金、心身障害者扶養年金事業、日本コンベンションセンター国際展示場事業、小規模企業者等設備導入資金、中小企業振興融資資金、農業改良資金、営林事業、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金、公共用地取得事業、奨学資金

有形固定資産：庁舎、道路、公園、学校等の土地や建物等のことで、総務費、民生費等の行政目的別に区分して表示しています。

その算出は、県が事業主体である普通建設事業費の決算額を基に行っており、資産評価の方法は、取得原価主義によっています。土地以外のものについては、下表の耐用年数により定額法で減価償却を行っています。

有形固定資産耐用年数表

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 総務費		7 土木費	
(1) 庁舎等	50	(1) 道路	15
(2) その他	25	(2) 橋りょう	60
2 民生費		(3) 河川	50
(1) 保育所	30	(4) 砂防	50
(2) その他	25	(5) 海岸保全	50
3 衛生費	25	(6) 港湾	50
4 労働費	25	(7) 都市計画	
5 農林水産業費		ア 街路	15
(1) 造林	25	イ 都市下水路	20
(2) 林道	15	ウ 区画整理	40
(3) 治山	30	エ 公園	40
(4) 砂防	50	オ その他	25
(5) 漁港	50	(8) 住宅	40
(6) 農業農村整備	20	(9) 空港	25
(7) 海岸保全	50	(10) その他	25
(8) その他	25	8 警察費	25
6 商工費	25	9 教育費	50
		10 その他	25

(投資等)

投資及び出資金：財団法人への出捐金、公営企業への出資金等です。

貸付金：中小企業や公社等への貸付金です。

基金：財政調整基金・減債基金を除く基金です。

(流動資産)

現金・預金：財政調整基金・減債基金・歳計現金です。

未収金：基準日現在において未収となっている税・使用料等です。

(固定負債)

地方債：翌々年度以降の地方債償還予定額です。

債務負担行為：既に物件の引渡しを受けた物件の購入等及び履行すべき額が確定した債務保証又は損失補償です。

退職給与引当金：当該年度末に全職員が普通退職した場合を想定した退職手当総額の推計値です。

(流動負債)

翌年度償還予定額：地方債の翌年度償還予定額です。

翌年度繰上充用金：翌年度歳入繰上充用金です。

(正味資産)

当該団体（会計）に帰属する正味の財産です。

国庫支出金：普通建設事業費に充てられた国庫支出金の累計額です。用地取得費に当てられた国庫支出金以外は耐用年数に合わせて償却を行っています。

一般財源等：国庫支出金以外のもので、下記により計算された額です。

$$\text{一般財源等} = \text{資産} - \text{負債} - \text{国庫支出金}$$

(行政コスト計算書関係)

人にかかるコスト：人件費、退職給与引当金繰入等の行政サービスの担い手である職員に要するものです。

物にかかるコスト：物件費、維持補修費、減価償却費等の県が最終消費者になっているものです。

移転支出的なコスト：扶助費、補助費、繰出金等の他の主体に移転して効果が出てくるようなものです。

その他のコスト：災害復旧費、公債費（利子分）等の他のコストに属さないものです。

使用料・手数料等：使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、財産収入、繰入金、諸収入です。

国庫支出金：バランスシートの資産形成に資するもの以外の国庫支出金です。

一般財源等：地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金です。

正味資産国庫支出金償却額：資産の減価償却に伴い、当該資産の形成の財源となっていた国庫支出金の減価償却相当額を償却額として計上しています。

2 千葉県全体のバランスシート

総務省が公表した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」で示された方法（いわゆる総務省方式）により作成しています。

- (1) 公営企業会計（病院事業会計、上水道事業会計、土地造成整備事業会計、工業用水道事業会計）

については、公営企業決算統計の貸借対照表をもとに作成しています。

(2) 港湾整備事業、流域下水道事業、公営競技事業については、普通会計バランスシートに準じた方法で作成しています。

(3) 各会計を一覧できるよう並記方式を基本とし、単純合計及び純計（会計間の貸付・借入、投資出資・繰入資本金などを相殺したもの）を表示しています。

3 施設別バランスシート・行政コスト計算書

普通会計における総務省方式を元に、当該施設に係る資産・負債、行政コストを抽出して作成しています。

4 連結バランスシート

総務省の「地方公共団体のバランスシートの試行について」（平成17年9月）で示された基準に基づいて作成しました。

○この連結バランスシートは、千葉県と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して一つの行政主体と見なして作成したもので、関係団体の資産及び負債が千葉県に帰属するものではありません。

○地方三公社及び公益法人については、各法人の特性に応じて固有の会計基準が定められていることから、連結に際しては会計基準の統一は行わず、各連結対象法人の既存のバランスシートを基礎として連結を行っています。

○連結バランスシートは、総務省による試案に基づき昨年度に引続き試行作成したのですが、今後、総務省における連結バランスシートの改良等を踏まえ、よりわかりやすい情報提供の方法等について検討していきます。